



同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

特定機器工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

昨二十四日左の通知があつた。

昭和四十四年四月二十四日

宮内庁長官 宇佐美 親

参議院議長 重宗 雄三殿

このたび御誕生の内親王殿下は、御名を清子と命ぜられ、紀宮と称されます。

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

(号) 外 報

外務委員 大蔵委員 文教委員 商工委員

白木義一郎君 青柳 秀夫君 鬼丸 勝之君 矢追 秀彦君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

矢追 秀彦君 鬼丸 勝之君 青柳 秀夫君 白木義一郎君

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

地方交付税法の一部を改正する法律案  
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。  
地方交付税法の一部を改正する法律案

地方行政委員会に付託

通行税法の一部を改正する法律案

地価公示法案 建設委員会に付託

北方領土問題対策協会法案

沖縄及び北方問題に関する特別委員会に付託

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

旅券法の一部を改正する法律案

著作権法案 外務委員会に付託

文教委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

建築基準法の一部を改正する法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

海外移住事業団法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(外務委員長提出)

外務委員会に付託

日本学校安全会法の一部を改正する法律案(齊藤正男君外八名提出)

文教委員会に付託

同日衆議院から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

海外移住事業団法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書が提出された。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

法律案可決報告書

石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案可決報告書

国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件議決報告書

同日議員から左の質問主意書が提出された。

朝鮮問題に関する国連決議及び日米安保条約の事前協議に関する質問主意書(多田省吾君提出)

矢敷義君外一名(去る二十一日議長承認)を第六十回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

院送付)を議題として承認を求めるの件(衆議院送付)を議題としています。

さす、委員長の報告を求めます。外務委員長山本利善君

〔審査報告書は都合により第二十四号末尾に掲載〕

○議長(重宗雄三君) これより本日の会議を開きます。

この際、おはかりいたします。

奥村悦造君から病氣のため二十九日間、佐野芳雄君から病氣のため十二日間、それぞれ請假の申し出がございました。

いずれも許可することに御異議ございませんか。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

よつて、いずれも許可することに決しました。

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十四年四月八日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

○議長(重宗雄三君) この際、日程第一を後日に延期いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件

国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

## 官報(号外)

## 国際通貨基金協定の改正

## A序

序を次のように改める。

(i) 國際通貨基金は、当初採択され、その後に特別引出権に基づく制度の創設その他若干の変更のために改正されたこの協定の規定に従つて設立し、かつ、運営する。

(ii) 基金がその操作及び取引を行なうことができるようにするため、基金に一般勘定及び特別引出勘定を置く。基金への加盟は、特別引出勘定に参加する権利を伴う。

(iii) この協定によつて認められた操作及び取引は、特別引出権に係る操作及び取引が特別引出勘定を通じて行なわれるほか、一般勘定を通じて行なわれる。

## B 第一条 目的

第一条(v)を次のように改める。

(v) 適当な保障の下に基金の資金を一時的に加盟国に利用させ、<sup>シテ</sup>して国内的又は国際的繁栄を破壊するような措置に訴えることなしに国際收支の失調を是正する機会を提供することにより、加盟国に安心感を与えること。

第一条の末文を次のように改める。

基金は、そのすべての政策及び決定について、この条に掲げる目的を指針としなければならない。

## C 第三条 割当額及び出資

## 1 第二項を次のように改める。

## 第二項 割当額の調整

基金は、五年をこえない間隔を置いて加盟国に割当額につき一般的検討を行ない、適当と認めるときは、その調整を提議する。基金は、また、その他のいかなる時期においても、適当と認めるときは、加盟国の要請に基づいてその割当額の調整を考慮することができる。一般的検討の結果提議される割当額の変更には、総投票権数の八十五パーセントの多数を必要とし、また、その他の割当額の変更には、総投票権数の五分の四の多数を必要とする。割当額は、当該加盟国の同意なしには変更されない。

(d) この項の規定は、全加盟国の通貨の平価づいてその割当額の調整を考慮することができる。一般的検討の結果提議される割当額の変更には、総投票権数の八十五パーセントの多数を必要とし、また、その他の割当額の変更には、総投票権数の五分の四の多数を必要とする。割当額は、当該加盟国の同意なしには変更されない。

措置が執られた後七十二時間以内にいずれかの加盟国が自國通貨の平価がこの措置によって変更されることを希望しない旨を基金に通告したときは、その加盟国の通貨の平価は、この規定に基づいて変更されることはない。第八項(基金の資産の金による価額の維持)(d)を次のように改める。

(d) この項の規定は、全加盟国の通貨の平価の一率の比例による変更に適用する。ただし、このような変更が行なわれた場合において、基金が総投票権数の八十五パーセントの多数により別段の決定をしたときは、この限りでない。

## E 第五条 基金との取引

1 第三項(基金の資金の利用に関する条件)(a)面を次のように改める。

(a) 申し込まれた買入れがゴールド・トランシユの買入れであること又は、申し込まれた買入れにより、基金の買入国通貨

の払込みの影響を緩和することを唯一の目的とする決定には、総投票権数の八十五パーセントの多数を必要とする。

## D 第四条 通貨の平価

1 第七項を次のように改める。

## 第七項 平価の一律変更

第五項(b)の規定にかかるわらず、基金は、総投票権数の八十五パーセントの多数により、

全加盟国の通貨の平価の一律の比例による変更を行なうことができる。もつとも、基金の

方法で解決するのを援助し、かつ、基金の資金の一時的な利用のための適当な保障を確立するような政策を採択するものとする。

(d) 基金は、申し込まれた買入れがこの協定の規定及びそれに基づいて採択された政策に合致するかどうかを決定するため、(a)の規定に基づいて加盟国が行なつた申立てを審査する。ただし、ゴールド・トランシユの買入れの申込みについては、異議を提起しない。

(e) 加盟国は、基金の各会計年度末に、附表Bの規定に従つて定められるところにより、自國通貨の基金保有額の一部を各種の通貨準備で次の条件により基金から買いもどさなければならぬ。

(f) 各加盟国は、基金から自國通貨を賣いもどすにあたり、自國の通貨準備のうち、その年度内に生じた次の変化に相当する額、すなわち、自國通貨の基金保有額に生じた増加額の半額に自國の通貨準備に生じた増加額の半額から自國の通貨準備に生じた減少額の半額を控除した額又は、自國通貨の基金保有額が減少した場合には、自國の通貨

その国際收支上の問題を基金の目的に合致する方法で解決するのを援助し、かつ、基金の資金の一時的な利用のための適当な保障を確立するような政策を採択するものとする。

## C 第三条 割当額及び出資

準備に生じた増加額の半額から自由通貨の基金保有額に生じた減少額の半額を控除した額を使用しなければならない。

第七項(c)を次のように改める。

(c) (b)に定める調整は、次に掲げる程度に及んではならない。

(i) 当該加盟国の通貨準備が割当額の百五十ペーセント未満となる程度

(ii) 当該加盟国の通貨の基金保有額が割当額の七十五ペーセント未満となる程度

(iii) 買いもどしに使用されるべきいずれかの加盟国の通貨の基金保有額がその加盟国に当該加盟国の通貨準備が割当額の七十五ペーセントをこえる程度

付 買いもどされる額が当該加盟国の割当額の二十五ペーセントをこえる程度

官 第七項に次の(i)を加える。

(d) 基金は、総投票権数の八十五ペーセントの多数により、(c)(i)及び付に定める比率を変更し、また、附表B1(c)、(d)及び(e)並びに2(b)に定める規則を修正し及び補足することができる。

第六項 (手数料) (a)を次のように改める。

(a) 自由通貨で他の加盟国の通貨を基金から買入れる加盟国は、平価による相場に基づく価格のほか、全加盟国について一律の二分の一ペーセント以上一ペーセント以下の事務手数料で基金が定めるものを支払わ

なければならない。もつとも、基金は「ゴールド・トランシュ」の買入れについては、二分の一ペーセント以下の事務手数料をその裁量により課することができます。

第五条に次の二項を加える。

#### 第九項 報酬

(a) 基金は、いずれかの加盟国の割当額の十五ペーセントがその加盟国の通貨の基金保有額の平均(保有額が割当額の七十五ペーセントをこえるときは、そのこえる額)に相当するときは、そのこえる額

加盟国は、資本の移動に応ずるためにゴーラド・トランシュの買入れを行なうことができる。

付 基金は、その裁量により、この率を引き上げ、又は引き下げることができるが、この率を年二ペーセント未満のものにし、又は年一・五ペーセントとする。ただし、基金は、その裁量により、この率を引き上げ、又は引き下げることができるが、この率を年二ペーセント未満のものにするためにには、総投票権数の四分の三の多数を必要とする。

(b) 報酬は、基金が定めるところにより、金又は当該加盟国の通貨で支払われる。

#### F 第六条 資本移動

1 第一項 (資本移動のための基金の資金の利用) (a)を次のように改める。

(a) 加盟国は、第二項に規定する場合を除き、巨額な又は持続的な資本の流出に応じるために基金の資金を利用してはならず、

基金は、その資金のこのような利用を防止するための管理を行なうことを加盟国に要請することができる。いずれかの加盟国がこの要請を受けた後に適当な管理を行なわなければならぬ。

九かつたときは、基金は、その加盟国が基金の資金を利用する資格がないことを宣言することができる。

第六項の表題を次のように改める。

(a) 特別準備金から一般準備金への繰入れ

合には、まず、その年度について第五条第

九項の規定に基づいて報酬を受けられる資格のある加盟国に対し、年二ペーセントに相当する額がその年度について支払われた報酬

の額を上回るときに、その上回る額を分配しなければならない。この額をこえてその

年度の純収入を分配するときは、その分配は、すべての加盟国に対し、割当額に比例して行なわれる。各加盟国に対する支払

は、その国の通貨で行なう。

付 全加盟国の通貨の平価の一律変更を承認し、又は、このような変更が行なわれた場合において、基金の資産の金による価値の維持に関する規定を適用しないこと

を決定する権限

(ii) 割当額の変更を承認し、又は割当額の一般的検討の結果提議される割当額の増加分の払込みに関する決定若しくはその払込みの影響の緩和に関する決定を行なう。

(iii) 割当額の変更を承認し、又は割当額の一般的検討の結果提議される割当額の増加分の払込みに関する決定若しくはその払込みの影響の緩和に関する決定を行なう。

付 全加盟国の通貨の平価の一律変更を承認し、又は、このような変更が行なわれた場合において、基金の資産の金による価値の維持に関する規定を適用しないこと

を決定する権限

(iv) 基金は、特別準備金から一般準備金への繰入れを行なうことができる。

(v) 基金は、特別準備金から一般準備金への繰入れを行なうことができる。

#### H 第十八条 解釈

第十八条(b)を次のように改める。

(b) 理事会が(a)の規定に基づいて決定を行なった場合には、加盟国は、その決定の日から三箇月以内に、その疑義を総務会に付託することを要求することができる。総務会の決定は、最終的とする。総務会に付託さ

れた委員会は、総務会の解説委員会により審議される。この委員会の各委員は、それぞれ一個の投票権を有する。総務会は、この委員会の構成、手続及び表決のための多数要件を定める。この委員会の決定は、総務会が総投票権数の八十五パーセントの多數により別段の決定をしない限り、総務会の決定とする。総務会への付託の結果が判明するまでの間、基金は、必要と認める限り、理事会の決定に基づいて行動することができる。

I 第十九条 用語の説明  
第十九条(a)を次のように改める。  
(a) 加盟国との通貨準備とは、金、他の加盟国との交換可能通貨及び基金が指定する非加盟国の通貨の公的保有額をいう。

第二十九条(e)を次のように改める。  
(e) (e)の規定に基づいて他の公的機関及び他の銀行の公的保有額とみなされる額は、加盟国の通貨準備に含められる。

(j) ゴールド・トランシュの買入れとは、加盟国が自國通貨で行なう他の加盟国通貨の買入れであつて、その買入れの結果当該加盟国の通貨の基金保有額が割当額の百パーセントをこえることとならないものをいう。基金は、この定義を適用するにあた

り、輸出変動補償融資のための基金の資金の利用に関する政策に基づく買入れ及び保有額を除外することができる。

#### J 第二十条 最終規定 第二十条の表題を次のように改める。

##### K 発効規定

第二十条の次に次の第二十一条から第三十二条までを加える。

##### L 第二十二条 特別引出権

第一項 特別引出権を配分する権限  
基金は、既存の準備資産を補充する必要が生じたときにこれに応じるため、特別引出権の参加国である加盟国に対して特別引出権を配分する権限を与えられる。

##### M 第二項 価値の単位

特別引出権の価値の単位は、○・八八八六

七一グラムの純金に等しいものとする。

##### N 第二十三条 一般勘定及び特別引出勘定

第一項 操作及び取引の分離  
特別引出権に係るすべての操作及び取引は、特別引出勘定を通じて行なわれる。この協定に基づいて認められる基金の他のすべて

##### O 第二十四条 定

第一項 操作及び取引の分離  
特別引出権に係るすべての操作及び取引は、特別引出勘定を通じて行なわれる。この協定に基づいて認められる基金の他のすべての操作及び取引は、一般勘定を通して行なわれる。第二十三条第二項の規定による操作及び取引は、一般勘定及び特別引出勘定の双方を通じて行なわれる。

第二項 資産及び財産の分離  
基金のすべての資産及び財産は、一般勘定において保有される。ただし、第二十六条第二項、第三十条、第三十一条並びに附表H及びIの規定に基づいて取得される資産及び財産は、特別引出勘定において保有される。一方の勘定において保有されているいかなる資産又は財産も、他方の勘定の操作及び取引によつて生じた基金の債務の弁済に充て、又はその損失をうめるために用いてはならない。ただし、特別引出勘定の業務の運営のための経費は、基金により一般勘定から支払われ、その経費を合理的に評価して課される第六条第四項の規定に基づく賦課金によつて隨時払いもどされる。

第三項 記録及び情報  
特別引出権保有額のすべての変更は、基金が特別引出勘定に記録した時に効力を生ずる。参加国は、特別引出権の使用の根拠となつたこの協定の規定を基金に通知する。基金は、その任務を行なうために必要と認めるその他情報を提供することを参加国に要求することができる。

##### P 第二十三条 その他の保有者

基金は、総投票権数の八十五パーセントの多數により、

(i) 非加盟国、参加国でない加盟国及び中央銀行としての機能を二以上の加盟国のために營む機関を保有者として定め、

(ii) これらの保有者が参加国との間の操作及び取引において特別引出権を受け入れ、保有し及び使用することを認められるための条件を定め、並びに

第三項 参加国  
基金の加盟国で、その国内法に従つて特別引出権保有者

iv 参加国がこれらの保有者との間で操作及び取引を行なうための条件を定めることができる。

である。

前記の定められた保有者による特別引出権の使用並びにこれらの保有者との操作及び取引において参加国が行なう特別引出権の使用について基金が定める条件は、この協定の規定に合致するものでなければならない。

第二十四条 特別引出権の配分及び消却第一項 配分及び消却を規制する原則及び考慮事項

(a) 特別引出権の配分又は消却に関するすべての決定を行なうにあたり、基金は、既存の準備資産を補充することについて長期的かつ

つ全体的な必要が生じたときに、基金の目的的達成を促進し、かつ、世界における経済の停滞及びデフレーション並びに過剰需要及びインフレーションを回避するような方法で、その必要に応ずるように努めなければならない。

(b) 特別引出権を配分することについての最初の決定は、特別の考慮事項として、準備資産を補充する全体的な必要があることにについての共同の判断、よりよい国際収支の均衡の達成及び将来における調整過程の機能の改善の可能性を考慮したものでなければならない。

第二項 配分及び消却

(a) 特別引出権を配分し又は消却することについての基金の決定は、五年の基本期間に

ついて行なわれ、これらの基本期間は、連続するものとする。最初の基本期間は、特別引出権を配分することについての最初の決定の日又はその決定において定めるその後の日に始まる。配分又は消却は、一年の間隔を置いて行なわれる。

(b) 配分の率は、配分の決定の日における割当額の百分率によって表示される。特別引出権の消却の率は、消却の決定の日における特別引出権の純累積配分額の百分率によつて表示される。これらの百分率は、すべての参加国について同一とする。

(c) 基金は、(a)及び(b)の規定にかかわらず、いづれの基本期間について決定を行なうにあたつても、次のことを定めることができない。ただし、

(i) 当該参加国の総務がその決定に対して賛成の投票をせず、かつ、

(ii) 当該参加国が、その決定に基づく最初の特別引出権の配分を受け入れなければならぬ。ただし、

(i) 当該参加国の総務がその決定に対して賛成の投票をせず、かつ、

(ii) 当該参加国が、その決定に基づく最初の特別引出権の配分を受け入れなければならぬ。ただし、

#### 第四項 配分及び消却の決定

(a) 第二項(a)、(b)及び(c)並びに第三項の規定に基づく決定は、理事会の同意を得て専務理事が行なう提議に基づき、総務会が行なう。

(b) 専務理事は、提議を行なうに先だち、その提議が第一項(a)の規定に合致することを確認した上で、その提議が参加国の間で広く支持されるという確信を得ることができるように協議を行なうものとする。専務理事は、さらに、最初の配分に関する提議を行なうに先だち、第一項(b)の規定が遵守されており、かつ、配分の開始が参加国の間

に通知した場合は、この限りでない。

(i) 一年と異なる間隔を置いて配分又は消却を行なうこと。

(ii) 配分又は消却を、その決定の日以外の日における割当額又は純累積配分額に基づいて行なうこと。

(iii) 消却が効力を生ずる日において、参加国の保有している特別引出権の額がその参加国に割り当てられた消却されるべき特別引出権の額より少ない場合には、その参加国は、その新しい参加国が参加国となる後も、その総準備ポジションの許す範囲内でできる限りやかに未消却残高を除

とを基金が決定した場合は、この限りでない。基本期間の途中で参加国となつた加盟国が当該基本期間の残余期間についての配分を受けることを基金が決定し、かつ、当該参加国が(b)又は(c)の規定に基づいて定められる日に加盟国となつていかつた場合に、基金は、当該参加国に対して行なうには、基金は、当該参加国に対しても行なう間隔を置いて行なわれる。

第三項 予期されなかつた重大な事態の発生基金は、予期されなかつた重大な事態が生じたため望ましいと考えるとときは、残余の基本期間についての配分若しくは消却の率若しくは間隔を変更し、基本期間の長さを変更し、又は新たな基本期間を開始させることができる。

去に充てられて消却される。

第二項 予期されなかつた重大な事態の発生基金は、予期されなかつた重大な事態が生じたため望ましいと考えるとときは、残余の基本期間についての配分若しくは消却の率若しくは間隔を変更し、基本期間の長さを変更し、又は新たな基本期間を開始させることができる。

去に充てられて消却される。

ちに最初の配分のための提議を行なわなければならぬ。

(c) 専務理事は、

- 各基本期間の終了の六箇月前までに、
- ある基本期間についての配分又は消却に關する決定も行なわれなかつた場合において、(b)の規定が遵守されたことを確認したときに、
- 第三項の規定に従い、配分若しくは消却の率若しくは間隔を变更し、基本期間の長さを変更し、若しくは新たな基本期間を開始させることが望ましいと考えるとき、又は
- 総務会若しくは理事会の要請があつた後六箇月以内に、

提議を行なうものとする。ただし、専務理事は、(i)、(ii)又は(iv)の場合において、第一項の規定に合致すると考えられ、かつ、(b)の規定に従つて参加国間で広く支持される提議を行なうものとする。ただし、専務理事は、(i)、(ii)及び(iv)の規定に基づく決定を除き、第二項(a)、(b)及び(c)並びに第三項の規定に基づく決定には、總投票権数の八十五パーセントの多數を必要とする。

## 第二十五条 特別引出権の操作及び取引

ちに最初の配分のための提議を行なわなければならぬ。

(c) 専務理事は、

- 各基本期間の終了の六箇月前までに、
- ある基本期間についての配分又は消却に關する決定も行なわれなかつた場合において、(b)の規定が遵守されたことを確認したときに、

第三項の規定に従い、配分若しくは消却の率若しくは間隔を変更し、基本期間の長さを変更し、若しくは新たな基本期間を開始させることが望ましいと考えるとき、又は

第三項の規定に基づいて指定される参加国から等額の通貨を得ることができる。

**第二項 特別引出権の使用**

特別引出権は、この協定に基づいて認められる操作及び取引に使用することができる。

(a) 参加国は、その特別引出権を使用して、第五項の規定に基づいて指定される参加国から等額の通貨を得ることができる。

(b) 参加国は、他の参加国との合意により、次の目的のためにその特別引出権を使用することができる。

- 他の参加国が保有する等額の自国通貨を取得すること。
- 第六項(a)の規定に基づく他の参加国の復元を促進し、他の参加国の未消却残高を防止し若しくは減少させ、他の参加国が第三項(b)に定める期待に反したときに、その効果を打ち消し、又は双方の参加国との特別引出権保有額をそれぞれの純累積配分額に近づけるような取引で基金が定めるものにより、他の参加国から等額の通貨を取得すること。

基金は、総投票権数の八十五パーセントの多數により、この規定に基づいて行なわれるその他の取引又は取引の種類を定めることができ。この(i)(ii)の規定に基づいて基金が定める取引又は取引の種類は、この協定の他の規定に合致し、か

ら、この協定に従つて行なう特別引出権の適用を受ける。

**第二項 参加国間の取引**

参加国は、その特別引出権を使用して、第五項の規定に基づいて指定される参加国から等額の通貨を得ることができる。

の適切な使用に合致するものでなければならぬ。

(c) 特別引出権を使用する参加国に対しても通貨を提供する参加国は、等額の特別引出権を取得する。

## 第三項 必要性の要件

(a) 第二項の規定に基づく取引において、参

加国は、(c)に定める場合を除き、もつばら

国際収支上の必要に応ずるため又は自国の

金、外債為替及び特別引出権の公的保有額

並びに基金における準備ボジションの推移

に照らしてその特別引出権を使用するもの

とし、単に特別引出権と金、外貨準備及び

基金における準備ボジションの合計との間

の構成を変えることのみを目的として使用しないことが期待される。

(b) 特別引出権の使用にあつては、(a)に定める期待に反することを理由とする異議は、提起されない。もつとも、基金は、こ

の期待に反した参加国に対して抗議するこ

とができる。引き続きこの期待に反してい

る参加国は、第二十九条第二項(b)の規定の適用を受ける。

(c) 参加国は、第六項(a)の規定に基づく他の

参加国を促進し、他の参加国の未消却残高を防止し若しくは減少させ、他の参

加国が(a)に定める期待に反したときにその効果を打ち消し、又は双方の参加国の特別

引出権保有額をそれぞれの純累積配分額に近づけるような取引で基金が定めるものに近づけるような取引で基金が定めるものにより、他の参加国から等額の通貨を取得するためには、(a)に定める期待に反しても特別引出権を使用することができる。

## 第四項 通貨を提供する義務

第五項の規定に基づいて基金が指定した参加国は、第二項(a)の規定に基づいて特別引出権を使用する参加国に要求があつたときは、事実上交換可能な通貨をその国に提供しなければならない。参加国に通貨提供の義務は、

当該参加国に特別引出権保有額中その純累積配分額をこえる部分がその純累積配分額の二倍に等しくなる点又は当該参加国と基金との間で合意されるそれより高い限度をこえないものとする。もつとも、参加国は、この義務

の限度又は合意されたそれより高い限度をこえて通貨を提供することができる。

## 第五項 通貨を提供する参加国

(a) 基金は、第二項(a)及び第四項の規定の適用上、参加国がその特別引出権を使用することができるようになるため、特定の額の特別引出権と引替えに通貨を提供する参加国を指定する。この指定は、基金が隨時採択する他の原則によつて補足される次の一般原則に従つて行なわれる。

(i) 参加国は、その国際収支及び総準備ボジションが十分に強固である場合に

は、指定の対象となる。ただし、総準備ポジションが強固な参加国の国際収支が軽度の赤字を示している場合にも、その国が指定される可能性を排除するものではない。これらの参加国は、相互間における特別引出権保有額の均衡のとれた配分が長期的にみて促進されるような方法で指定される。

## (ii) 参加国は、第六項(i)の規定に基づく復元を促進し、特別引出権保有額に生じた未消却残高を減少させ、又は第三項(a)に定める期待に反したときにその効果を打ち消すため、指定の対象となる。

(iii) 基金は、参加国を指定するにあたり、通常、(ii)の規定に基づく指定の目的を実現するために特別引出権の取得を必要とする参加国を優先させる。

(b) 基金は、(a)(i)の規定に基づき特別引出権保有額の均衡のとれた配分を長期的にみて促進するため、附表Fに規定する指定に関する規則を適用する。

(c) 指定に関する規則は、最初の基本期間及びその後の各基本期間の終了前に検討されるものとし、必要があるときは、新たな規則が採択されるものとする。新たな規則を採択するか又は復元に関する規則を廃止する決定が行なわれない限り、検討が行なわれた時点において効力を有する規則が引き抜し、修正し又は廃止する決定には、総投票権数の八十五パーセントの多数を必要とする。

## 第七項 一般勘定を通じて行なわれる操作及び取引

## (a) 第三条第四項(b)、第五条第七項(b)及び(c)、第五条第八項(f)並びに附表B-1の規定

の適用上、特別引出権は、第十九条に定める加盟国の通貨準備に含められる。基金は、第五条第七項(b)及び(c)の規定の適用上、新規則を採択することができる。新たな規則が採択されない限り、検討が行なわれた時点において効力を有する規則が引き続い

て適用される。

## 第六項 復元

(a) 特別引出権を使用する参加国は、附表Gに規定する復元に関する規則又は(b)の規定に基づいて採択される規則に従い、その特別引出権保有額を復元しなければならぬ。

## (b) 復元に関する規則は、最初の基本期間及びその後の各基本期間の終了前に検討されるものとし、必要があるときは、新たな規則が採択されるものとする。新たな規則を採択するか又は復元に関する規則を廃止する決定が行なわれない限り、検討が行なわれた時点において効力を有する規則が引き抜し、修正し又は廃止する決定には、総投票権数の八十五パーセントの多数を必要とする。

(c) 基金は、次の場合には、基金が決定する限度まで特別引出権を受け入れることができる。

## (i) 手数料の支払

(ii) 第五条第七項(b)の規定に基づく買いもどし以外の買いもどし。この場合には、特別引出権による買いもどしの割合は、できる限り全参加国について同一となるようにしなければならない。

(d) 基金は、いずれかの参加国の通貨の基金保有額を補充するため適当と認めるとき

は、当該参加国との間で第七条第二項の規定に基づく他の補充方法について協議した後、当該参加国に対し、一般勘定において保有する特別引出権と引替えに第四項の規定に従つて通貨を提供することを要求することができる。基金は、特別引出権による補充にあたつては、第五項に規定する指定の原則に妥当な考慮を払わなければならぬ。

## 第八項 交換比率

## (a) 参加国間の操作及び取引のための交換比率

率は、特別引出権を使用する参加国が、いかなる通貨をいかなる参加国から提供される場合にも、同一の価値を受け取ることとなるものでなければならず、基金は、この原則を実施するための規則を採択しなければならない。

(b) 基金は、参加国との間で、その参加国の通貨の交換比率を決定するための手続について協議しなければならない。

て生じた通貨準備の増加又は減少を考慮しないことを決定することができる。

(b) 基金は、次の場合には、特別引出権を受け入れなければならない。

(i) 第五条第七項(b)の規定に基づく買いもどしのうち特別引出権で行なわれるもの

(ii) 第二十六条第四項の規定に基づく払いもどし

(iii) 基金は、第六項(a)の規定に基づく復元を促進し、未消却残高を防止し若しくは減少させ、又は第三項(a)に定める期待に反した

ときにその効果を打ち消すような取引ができる範囲内で、当該参加国に対し、一般勘定において保有する特別引出権を金又は基金が受領することができる。

(iv) 基金は、一般勘定を通じて行なう参加国とのその他の操作及び取引において、当該

取引に関する全参加国について一律の妥当な手数料を課することができる。

(v) 基金は、この項の規定に基づく操作及び

参加国との合意により、特別引出権を使用することができる。

(vi) 基金は、この項の規定に基づく操作及び

参加国との合意により、特別引出権を使用することができる。

(vii) 基金は、この項の規定に基づく操作及び

参加国との合意により、特別引出権を使用することができる。

(viii) 基金は、この項の規定に基づく操作及び

参加国との合意により、特別引出権を使用することができる。

(ix) 基金は、この項の規定に基づく操作及び

参加国との合意により、特別引出権を使用することができる。

(x) 基金は、この項の規定に基づく操作及び

参加国との合意により、特別引出権を使用することができる。

(e) 基金は、第六項(a)の規定に基づく復元を促進し、未消却残高を防止し若しくは減少させ、又は第三項(a)に定める期待に反した

ときにその効果を打ち消すような取引ができる範囲内で、当該参加国に対し、一般勘定において保有する特別引出権を金又は基金が受領することができる。

(f) 基金は、第六項(a)の規定に基づく復元を促進し、未消却残高を防止し若しくは減少させ、又は第三項(a)に定める期待に反した

ときにその効果を打ち消すような取引ができる範囲内で、当該参加国に対し、一般勘定において保有する特別引出権を金又は基金が受領することができる。

(g) 基金は、第六項(a)の規定に基づく復元を促進し、未消却残高を防止し若しくは減少させ、又は第三項(a)に定める期待に反した

ときにその効果を打ち消すような取引ができる範囲内で、当該参加国に対し、一般勘定において保有する特別引出権を金又は基金が受領することができる。

(c) この規定の適用上、参加国とは、参加終了国を含むものとする。

第二十六条 特別引出勘定の利子及び手数料

### 第一項 利子

基金は、特別引出権の保有者に対し、その保有額につき、全保有者について同率の利子を支払う。基金は、この利子の支払に充てるために十分な手数料を受け取つてゐるかどうかを問わず、保有者に支払うべき金額を支払わなければならない。

### 第二項 手数料

参加国は、基金に対し、特別引出権の純累積配分額に未消却残高及び未払手数料を加えた額につき、全参加国について同率の手数料を支払う。

### 第三項 利子及び手数料の率

利子の率は、手数料の率に等しいものとし、年一・五ペーセントとする。基金は、その裁量により、この率を引き上げ、又は引き下げることができるが、二ペーセント又は第五条第九項の規定に基づいて決定される報酬の率のうちのうちいかがいものより高くしてはならず、また、一ペーセント又は第五条第九項の規定に基づいて決定される報酬の率のうちいかがいものより低くしてはならない。

### 第四項 賦課金

第一十二条第二項の規定に基づき払いもどしを行なうことが決定されたときは、基金は、このため、純累積配分額につき、全参加国について同率の賦課金を課する。

### 第五項 利子、手数料及び賦課金の支払

利子、手数料及び賦課金は、特別引出権をもつて支払われる。手数料又は賦課金を支払うため特別引出権を必要とする参加国は、その選択により金又は基金が受領することができない通貨と引替えに、一般勘定を通じて行なう基金との取引により、必要とする特別引出権を取得しなければならず、また、取得することができる。このような方法によつて十分的な特別引出権を取得することができない場合には、その参加国は、基金が特定する参加国から、事実上交換可能な通貨により、必要とする特別引出権を取得しなければならず、また、取得することができる。支払期日後に参加国が入手した特別引出権は、未払手数料の支払に充てられて消却される。

第二十七条 一般勘定及び特別引出勘定の管理

(a) 一般勘定及び特別引出勘定は、次の規定に従うことを条件として、第十二条の規定に従つて管理される。

(i) 総務会は、第二十三条第三項、第二十四条第二項(a)、(b)及び(c)並びに第三項、第二十五条第二項(b)の末段第一文、第二十五条

第六項(b)並びに第三十一条(b)に規定する権限を除き、特別引出権に関する総務会の権限の行使を理事会に委任することができること。

#### (ii) 特別引出勘定のみに關する事項についての総務会の会合又は決定に關し、その会合を招集するため、並びに定足数に達したかどうか及び所定の多数により決定が行なわれたかどうかを決めるためには、参加加盟国が任命した総務の要請、出席及び投票のみが計算される。

(iii) 特別引出勘定のみに關する事項についての理事会の決定にあつては、少なくとも一の参加加盟国により任命され又は選出された理事のみが投票することができる。これら理事は、それぞれ、その理事を任命した参加加盟国又はその理事の選出に賛成投票をした参加加盟国に割り当てられた票数の投票を行なう資格を有する。定足数に達したかどうか及び所定の多数により決定が行なわれたかどうかを決めるためには、参加加盟国により任命され又は選出された理事の出席及び参加加盟国に割り当てられた票数の投票のみが計算される。

(iv) 基金の一般的管理に關する問題(第二十二条第二項の規定に基づく払いもどしを含む)及びある事項が両勘定に關するものであるか又は特別引出勘定のみに關するものであるかといふ判定の問題は、一般勘定のみに關する問題として決定される。一般勘定における特別引出権の受入れ、保有及び使用に関する決定並びに一般勘定及び特別引出勘定の双方を通じて行なわれる操作及び取引に關連するその他の決定を行なうためには、それぞれの勘定に關する事項についての決定に必要とされる多数要件が、ともに満たされなければならない。特別引出勘定に關する事項についての決定には、それが目的を示すものとする。

(b) 第九条の規定に基づいて与えられる特権及び免除のほか、特別引出権又は特別引出権による操作若しくは取引に對しては、いかなる種類の租税も課されない。

(c) 特別引出勘定のみに關する事項についてのこの協定の規定の解釈について生じた疑義は、参加国の要請があつた場合にのみ、第十八条(a)の規定に従つて理事会に提出される。理事会が特別引出勘定のみに關する解釈上の疑義について決定を行なつた場合には、参加国のみがその疑義を第十八条(b)の規定に基づいて総務会に付託することを要求することができる。総務会は、参加国でない加盟国が任命した総務が特別引出勘定のみに關する疑義について解釈委員会において投票する資格を有するかどうかを決定する。

(d) もつばら特別引出勘定への参加に起因する

事項について、基金と特別引出勘定への参加を終了した参加国との間又は特別引出勘定の清算中に基金と参加国との間に、意見の相違が生じたときは、この意見の相違は、第十八条(c)に定める手続に従つて仲裁に付する。

#### 第二十八条 参加国的一般的義務

参加国は、この協定の他の条項に基づき特別引出権に関する受諾する義務のほか、この協定に従つて行なわれる特別引出勘定の効果的な運営及び特別引出権の適切な使用を容易にするため、基金及び他の参加国と協力することを約束する。

#### 第二十九条 特別引出権の取引の停止

##### 第一項 緊急措置

緊急の場合又は特別引出勘定に関する基準の業務を脅かす不測の事態が生じた場合は、理事会は、全会一致の表決により、百二十日

以内の期間特別引出権に関するいづれの規定の適用をも停止することができる。この場合には、第十六条第一項(b)、(c)及び(d)の規定を適用する。

##### 第二項 議務の不履行

(a) いづれかの参加国が第二十五条第四項の規定に基づく業務を履行していないと基金

が認めたときは、基金が別段の決定をしない限り、当該参加国の特別引出権を使用する権利は、停止される。

(b) 基金は、いづれかの参加国が特別引出権

に関するその他の義務を履行していないと認めたときは、当該参加国がその後に入手する特別引出権を使用する権利を停止することができる。

(c) (a)又は(b)の規定に基づきいづれかの参加国に對して措置が執られるのに先だち、当該参加国が自國に對する抗議について直ちに通報を受け、かつ、口頭及び書面の双方で自國の立場を明確にする適當な機会を与えるようとするため、規則が採択されるものとする。参加国は、(a)の規定に關する抗議の通報を受けたときは、その抗議が処理されるまでの間、特別引出権を使用しないものとする。

**第三十条 参加の終了**

(a) 参加国は、基金に対する通告書をその主たる事務所に送付することにより、いつでも特別引出勘定への参加を終了することができます。終了は、通告が受領された日に効力が生ずる。

(b) 基金から脱退する参加国は、同時に特別引出勘定への参加を終了したものとみなされる。

(c) (b)に定める相殺を行なつた後の参加終了国又は基金の債務に關する決済は、参加終了国と基金との間の取決めにより遅滞なく行なわなければならぬ。取決めがすみやかに成立しないときは、附表Hの規定を適用する。

#### 第三項 利子及び手数料

参加終了日の後は、第二十六条の規定に基づいて定められる期日及び率により、基

金は、参加終了国が保有する特別引出権による操作及び取引は、(c)の規定に従つて決済を容易にするために作成される取決めに基づいて認められる場合並びに第三項、第五項、第六項及び附表Hの規定による場合を除き、すべて停止する。終了の日までに特別引出権をもつて支払われる。

(d) 基金は、参加終了日の後は、第二十六条の規定に基づいて定められる期日及び率により、基金が保有する特別引出権による操作及び取引は、(c)の規定に従つて決済を容易にするために作成される取決めに基づいて認められる場合並びに第三項、第五項、第六項及び附表Hの規定による場合を除き、すべて停止する。終了の日までに特別引出権をもつて支払われる。

(e) 基金は、参加終了日の後は、第二十六条の規定に基づいて定められる期日及び率により、基金が保有する特別引出権による操作及び取引は、(c)の規定に従つて決済を容易にするために作成される取決めに基づいて認められる場合並びに第三項、第五項、第六項及び附表Hの規定による場合を除き、すべて停止する。終了の日までに特別引出権をもつて支払われる。

(f) 参加終了日の後は、第二十六条の規定に基づいて定められる期日及び率により、基金が保有する特別引出権による操作及び取引は、(c)の規定に従つて決済を容易にするために作成される取決めに基づいて認められる場合並びに第三項、第五項、第六項及び附表Hの規定による場合を除き、すべて停止する。終了の日までに特別引出権をもつて支払われる。

(b) 基金は、参加終了国が保有するすべての特別引出権を償還する義務を有し、参加終了国は、その純累積配分額に相当する額及び特別引出勘定に参加したことによつて支払うこととなつてゐるその他の額を基金に支払う義務を有する。これらの債務は、互に相殺されるものとし、参加終了国が保

有する特別引出権のうち基金に對する債務を消滅させるために相殺に使用された額及び特別引出勘定に参加したことによつて支払うこととなつてゐるその他の額を基金に支払う義務を有する。

了国は、その純累積配分額に相当する額及び特別引出勘定に参加したことによつて支払うこととなつてゐるその他の額を基金に支払う義務を有する。



## L 附表B

加盟国による基金保有自国通貨の買いもどしに関する規定

## 1 1を次のように改める。

第五条第七項(b)の規定に基づく基金からの加盟国通貨の買いもどしを各種の交換可能通貨その他の通貨準備で行なう範囲を定めるにあたり、2の規定を留保して、次の原則を適用する。

(a) 加盟国の通貨準備がその年度内に増加しなかつたときは、基金に支払うべき金額は、その年度末において加盟国が保有する各種の通貨準備の額に比例して、すべての種類の通貨準備に按分する。

(b) 加盟国の通貨準備がその年度内に増加したときは、基金に支払うべき金額のうち、この増加額の半額からその年度内にその加盟国通貨の基金保有額に生じた減少額の半額を控除した金額に相当する額は、各種の通貨準備の増加額に比例して、増加した種類の通貨準備に按分する。基金に支払うべき金額の残額は、加盟国が保有する各種の通貨準備の残存額に比例して、すべての種類の通貨準備に按分する。

(c) 第五条第七項(b)の規定により必要とされる買いもどしを行なうとすれば第五条第七項(c)又は(d)に定める限度のいずれかをこえるもどしを行なうことを要求する。

れる結果となるときは、基金は、加盟国がこの限度をこえない方法で比例的に買いもどしを行なうことを要求する。

(d) 第五条第七項(b)の規定により必要とされるすべての買いもどしを行なうとすれば第五条第七項(c)に定める限度をこえる結果となるときは、この限度をこえる金額は、基金が定める交換可能通貨によりこの限度をこえないように支払われる。

(e) 第五条第七項(b)の規定により必要とされる買いもどしが第五条第七項(c)に定める限度をこえるときは、この限度をこえる金額は、次の会計年度末又はその後の会計年度末に、第五条第七項(b)の規定に基づく買

入額及び通貨準備に生じた増加額を計算するにあたっては、第十九条(e)の規定を適用する。ただし、会計年度の当初に次の規定が効力を有していた場合には、当該年度末においては、その規定を適用する。

加盟国の通貨準備は、中央保有額から、他の加盟国又は前記の(d)に基づいて指定される非加盟国の國庫、中央銀行、安定基金その他これに類似する財務機関に対する通貨債務並びに他の加盟国又は前記の(d)に基づいて指定される非加盟国の他の公的機関及びそれらの領域内の他の銀行に対する類似の債務を控除して、計算する。これらの純保有額には、前記の(c)に基づいて他の公的機関及び他の銀行の公的保有額とみなされる額を加えるものとする。

## 復元

1 最初の基本期間においては、復元に関する規則は、次のとおりとする。

(a) 参加国は、最初の配分の後五年を経過した時及びその後の各四半期末において、直前の五年間ににおける毎日特別引出権保有額の平均がその期間における毎日の特別引出権の純累積分配額の平均の

増加額を計算するにあたり、加盟国の要請があつたときは、加盟国が九箇月をこえない特定の期間内に反対の取引を行なうことの条件として要求次第一定の限度額まで自国の通貨を他の加盟国との取引の結果生じた債務の残高について、控除を行なうことの裁量により決定することができる。

6 第五条第七項(b)及び(c)の規定の適用上通貨準備及び通貨準備に生じた増加額を計算するにあたっては、第十九条(e)の規定を適用する。ただし、会計年度の当初に次の規定が効力を有していた場合には、当該年度末においては、その規定を適用する。

加盟国の通貨準備は、中央保有額から、他の加盟国又は前記の(d)に基づいて指定される非加盟国の國庫、中央銀行、安定基金その他これに類似する財務機関に対する通貨債務並びに他の加盟国又は前記の(d)に基づいて指定される非加盟国の他の公的機関及びそれらの領域内の他の銀行に対する類似の債務を控除して、計算する。これらの純保有額には、前記の(c)に基づいて他の公的機関及び他の銀行の公的保有額とみなされる額を加えるものとする。

## 指定

最初の基本期間においては、指定に関する規則は、次のとおりとする。

(a) 第二十五条第五項(a)(i)の規定に基づいて指定の対象となる参加国は、特別引出権保有額のうち純累積分配額を上回る額の金及び外国為替の公的保有額に対する比率がこれらの参加国間で長期的にみて等しくなることを促進するような額について、指定を受ける。

(b) (a)の規定を実施するための方法は、次のとおりとする。

(i) 指定の対象となる参加国間で(a)に規定する比率が等しいときは、それぞれの金及び外国為替の公的保有額に比例して指定する。

(ii) (a)に規定する比率が低い参加国と高い参加国との間では、その差を漸次減少させるよう指定する。

## 附表G

附表Eの次に、次の附表を加える。

## M

5 基金は、第五条第七項(b)及び(c)の規定の適用上通貨準備及び年度内に通貨準備に生じた

の特別引出権保有額を使用し及び復元しなければならない。

(ii) 基金は、最初の配分の後二年を経過した時及びその後の毎月末に、各参加国について計算を行ない、それぞれの参加国が(a)(i)に規定する要件を満たすために当該計算の日からいずれかの五年の期間の終了の日までの間に特別引出権を入手する必要があるかどうか及びどの程度まで入手する必要があるかを確かめる。基金は、このような計算の基礎に関する規則及び参加国が(a)(i)に規定する要件を満たすのを援助するために第二十五条第五項(a)(ii)の規定に基づいて行なわれる参加国の指定の時期に関する規則を採択する。

iii) 基金は、(a)(ii)の規定に基づく計算の結果、参加国がその計算の対象となつた期間が終了するまでの間に特別引出権の使用をやめない限り(a)(i)に規定する要件を満たす可能性が乏しいことが示された場合には、当該参加国に対し特別の通告を行なわなければならない。

iv) 復元の義務を履行するため特別引出権を入手する必要がある参加国は、その選択により金又は基金が受領することができる通貨と引替えに、一般勘定を通じて行なう基金との取引により、必要とする特別引出権を取得しなければならず、

また、取得することができる。このような方法によつてはこの義務を履行するため十分な特別引出権を取得することが可能である場合には、その参加国は、基金が特定する参加国から、事実上交換可能な通貨により、必要とする特別引出権を取得することができる。

(b) 参加国は、また、その特別引出権保有額と金及び外國為替の保有額並びに基金における準備ポジションとの間に均衡のとれた関係が長期的にみて実現されるようになることが望ましいことについて、妥当な考慮を払わなければならない。

2 参加国が復元に関する規則に従わなかつた場合には、基金は、その事情が第二十九条第二項(b)の規定に基づく停止を正当とするかどうかを決定する。

附表H  
参加の終了

1 第三十一条第二項(b)の規定に基づく相殺を行なつた後に参加終了国に対する債務が残り、参加終了の日から六箇月以内に基金と基金によって特定される参加国との合意により、若しくは他の保有者から特別引出権を取得して、この特別引出権と支払うべき賦払金とを相殺することにより、その債務を支払う。

2 又は2の規定に基づく賦払金は、参加終了の日の後六箇月を経過した時に及びその後六箇月の間隔を置いて支払うべきこととなる。

3 1又は2の規定に基づく賦払金は、参加終了の日の後六箇月を経過した時に及びその後六箇月の間隔を置いて支払うべきこととなる。

4 参加国がその参加を終了した日から六箇月の決定するところに従い、(a)第三十条第五項

の規定に従つて他の参加国から基金に提供された金額を参加終了国に支払うことにより、又は(b)参加終了国が基金により特定される参加国、一般勘定若しくは他の保有者から自国通貨若しくは事実上交換可能な通貨を取得するためにその特別引出権を使用することを許可することにより、この残高を償還する。

1 特別引出勘定の清算の執行  
該国政府との間の決済は、第三十一条及び附表Iの規定に従つて行なわれる。

#### 附表 I

2 第三十条第二項(b)の規定に基づく相殺を行なつた後に基金に対する債務が残り、かつ、参加終了の日から六箇月以内に決済に関する債務を、十回の半年賦により又はそれより長い期間が必要であると基金が決定したときはその期間内に、基金の決定するところに従い、事実上交換可能な通貨及びいずれかの賦払によつて償還されると基金が決定したときはその期間内に、基金の決定するところに従い、事実上交換可能な通貨及びいずれかの賦払によつて償還される特別引出権を保有している参加国の通貨(当該償還の範囲内に限る)により支払う。  
3 特別引出勘定の清算が決定された日から六箇月以内に基金の清算が決定されたときは、特別引出勘定の清算手続は、一般勘定において保有される特別引出権が次の規則によつて分配されるまで停止される。  
4 基金は、附表E 2 (a)の規定に基づいて分配を行なつた後、その分配後に各参加加盟国間に割り当てる。基金は、附表E 2 (c)の規定に基づいて各通貨の保有額の残額を割り当てる場合において、各加盟国に支払



## 官報(号外)

次いで採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本件を問題に供します。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(重宗雄三君) 「賛成者起立」

過半数と認めます。よつて、本件は承認することに決しました。

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、国際通貨基金協定の改正により国際通貨基金に創設される特別引出勘定に参加するため、外国為替資金特別会計の負担において、特別引出権の配分を受け入れ、及び特別引

出権についての取引を行なうこととする等の措置を講じようとするもので、おおむね妥当と認めます。

第十五条を第十九条とし、第十四条の次に次四条を加える。

## (特別引出勘定への参加)

第十五条 政府は、国際通貨基金協定第二十二条に規定する特別引出勘定に参加することができる。

(特別引出権の配分の受入額)

## 第十六条

政府は、外国為替資金特別会計の負担において、特別引出権の純累積分配額(国際通貨基金協定第三十二条)に規定する特別引出権の純累積分配額でわが国に係るものといふ。第十八条第二項において同じ。)が国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律(昭和年法

律第号)の施行の日における第二条の規定による基金に対する出資額を同協定第二十二条第二項に規定する特別引出権の価値の単位で換算した額をこえない範囲内で、同協定第二十

四条に規定する特別引出権の配分を受け入れることができる。

(特別引出権に係る取引)

第十七条 大蔵大臣は、外国為替資金特別会計の負担において、基金又は国際通貨基金協定第二十三条第一項若しくは第三項に規定する参加国

若しくは保有者(以下この条において「基金等」という。)との間に次に掲げる取引を行ない、並びに日本銀行に対し特別引出権を譲り渡し、及びこれを日本銀行から譲り受けることができるもの。

日本銀行等への金又は通貨の提供による特別引出権の取得

二 基金等から金又は通貨を取得するための特別引出権の使用

三 前二号に掲げる取引に類する取引

(日本銀行における特別引出権の取扱い)

第十八条 日本銀行は、日本銀行法第二十七条の規定にかかわらず、前条の譲渡し及び譲受けに係る取引を行なうことができる。

2 日本銀行が前項の取引により保有することができる特別引出権の額は、大蔵大臣及び日本銀行の保有する特別引出権の合計額から特別引出権の純累積分配額を控除した額をこえない範囲内とする。

3 日本銀行は、日本銀行法第三十二条第二項及び第四項の規定にかかわらず、その保有する特別引出権を同条第一項の保証に充てることができる。

4 前項の場合には、日本銀行は、同項の保証の価格を定め、大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

附則

1 この法律は、国際通貨基金協定の改正の効力

○議長(重宗雄三君) 日程第三、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長丸茂重貞君。

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年四月二十二日

大蔵委員長 丸茂 重貞

参議院議長 重宗 雄三殿

○議長(重宗雄三君) 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年四月二十二日

発生の日から施行する。

2 外国為替資金特別会計法（昭和二十六年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「外貨債権」の下に「並びに特別引出権（国際通貨基金協定第二十一条に規定する特別引出権をいふ。以下同じ。）を、「帝賃」の下に「（国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第百九十一号）第十七条の規定による取引を含む。以下同じ。）を加える。

第五条第二項中「外国為替資金に属する外国為替等」の下に「（特別引出権を除く。）を加え、同条第三項中「外国為替等の預入」を「外国為替等（特別引出権を除く。以下この項において同じ。）の預入」に改め、同条第四項中「外国為替等の寄託」を「外国為替等（特別引出権を除く。以下この項において同じ。）の寄託」に改め、同条第五項中「（昭和二十七年法律第百九十一号）」を削る。

第八条第一項中「外国為替等のうち」の下に「特別引出権及び」を、「裁定外国為替相場をいい」の下に「特別引出権については国際通貨基金協定第二十一条第二項に規定する特別引出権の価値の単位に相当する本邦通貨の金額」としを加える。

第九条中「外国通貨をもつて表示されるもの」の下に「又は特別引出権若しくは金地金によるもの」を加える。

〔丸茂重貞君登壇、拍手〕

○丸茂重貞君　ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国際通貨基金協定の改正により、国際通貨基金に創設される特別引き出し権制度にわが国も参加するため、所要の国内措置を講じようとするものであります。

○議長（重宗雄三君）　御異議ないと認めます。

すなわち、政府は、国際通貨基金内に設けられる特別引き出し勘定に参加し得ることを明記するとともに、特別引き出し権の受け入れ及び取引を

社会党の戸田委員及び日本共産党の渡辺委員より、本案に対し、それぞれ各党を代表して、反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上報告を終ります。（拍手）

○議長（重宗雄三君）　別に御発言もなければ、こ

れより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重宗雄三君）　過半数と認めます。よって、本案は可決せられました。

参議院議長　重宗　雄三殿

衆議院議長　石井光次郎

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「販売価格及び生産数量」を「販売価格

等」に改める。

第二条第一項中「第三十五条の六第四項」を「第三十五条の十第四項」に改める。

第三十五条の十第四項」に改める。

第三十五条の六第一項中「廃止事業者」の下に「又は特別交付金」に、「探掘権若しくは」を「鉱業権」に改め、同条第二項中「廃止事業者」の下に「（試掘を含む。）」を加え、同条を第三十五

条の十一」とする。

第三十五条の六第一項中「廃止事業者」の下に「又は廃止会社」を加え、「探掘権又は」を「鉱業権又は」に改め、同条第二項中「廃止事業者」の下に「又は廃止会社」を加え、「探掘権の」を「鉱業権の」に改め、同条第三項中「廃止事業者」の下に「又は廃止会社」を加え、同条第四項中「廃止事業者」の下に「又は廃止会社」を加え、「探

掘権」を「鉱業権」に改め、同条を第三十五条の十一」とする。

第三十五条の五の次に次の四条を加える。

（石炭鉱山整理特別交付金の交付）

第三十五条の六

事業団は、石炭鉱業を営む会社

が昭和四十四年四月一日から昭和四十六年三月三十日までの間に解散し、その保有するすべ

ます、委員長の報告を求めます。石炭対策特別委員長阿良根登君。

〔審査報告書は都合により第二十四号末尾に掲載〕

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十四年四月二十二日

参議院議長　重宗　雄三殿

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

及び方法

第二十六条第二項第六号中「の交付に係る探掘

権」を「若しくは石炭鉱山整理特別交付金の交付に係る鉱業権」に改める。

第二十六条第二項第五号の次に次の一号を加え

る。

五の二 石炭鉱山整理特別交付金の交付

権」を「若しくは石炭鉱山整理特別交付金の交付に係る鉱業権」に改める。

第二十六条第二項第五号の次に次の一号を加え

る。

四の二 石炭鉱業を廃止した会社に対する石炭

鉱山整理特別交付金の交付

第三十五条第一項第五号中「の交付に係る探掘

権」を「若しくは石炭鉱山整理特別交付金の交付に係る鉱業権」に改める。

第三十五条第一項第五号の次に次の一号を加え

る。



「第三十五条の十第二項」に改める。

附則第二条中「昭和五十二年三月三十一日」を

「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

附則第二条の二中「昭和四十六年三月三十一日」を

「昭和四十九年三月三十一日」に改める。

附則 第一項  
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の日から三十日以内に改正後の第三十五条の六第一項に規定する石炭鉱山整理特別交付金の交付の申請をした会社が昭和十四年四月一日からその申請の日の前までの間に解雇した鉱山労働者については、改正後の第三十五条の十一第一項中「特別交付金の交付の申請の日」とあるのは、「昭和四十四年四月一日」と読み替えて同項の規定を適用する。

3 石炭鉱業合理化事業団が改正前の第三十六条の二に規定する再建整備計画の変更をし、その資金の貸付けについては、なお従前の例による。

## 官報号外

石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和四十四年四月二十二日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案

合理化、資本構成の是正又は石炭鉱山における保安の確保のため適切なものであること。第三条第二項の規定は、前項の認定について

石炭鉱業再建整備臨時措置法（昭和四十二年法律第49号）の一部を次のように改正する。

第一条中「軽減する」を「軽減する等の」に改める。

第三条の次に次の二条を加える。

第二条 第三条の二 石炭鉱業を営む会社であつて、その掘採可能鉱量が通商産業省令で定める基準に該当するものは、石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第49号）の施行の日後三月をこえない範囲内において政令で定める日までに、前条第一項の認定を受けた会社があつては、石炭鉱山における保安の確保のための措置に関する事項の追加その他必要な再建整備計画の変更をし、その他の会社があつては、第二条第一項各号に掲げられる事項及び石炭鉱山における保安の確保のための措置について定めた再建整備計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、その再建整備計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

第二条 第三条の二 前項の掘採可能鉱量の計算の方法は、通商産業省令で定める。

第三条の二 通商産業大臣は、前条第一項の規定により認定を受けたい旨の請求があつた場合において、その再建整備計画が次の各号に該当しつゝ、その実施が当該会社の経理的基礎及び技術的能力並びに当該会社に対する金融機関の協力を見通しに照らして確実であると認めるときは、当該再建整備計画が適当である旨の認定をするものとする。

第三条 第二項第一号の計画が石炭鉱業の再建整備を図るため適切なものであること。

二 第二条第一項第二号から第四号までに掲げる

第三条 第二項第一号の計画が石炭鉱業の再建整備を図るため適切なものであること。

三 当該会社が営む石炭鉱業の従業員又は従業員であつた者（以下「従業員等」という。）に對し昭和四十四年五月一日現在において負担する賃金の支払の債務（当該会社が昭和四十三年九月三十日以前において負担することとなつたものに限る）及び貯蓄金（当該従業員等が当該会社に昭和四十三年九月三十日以前において預け入れたものに限る。）の返還の債務（当該貯蓄金に係る利率が政令で定める利率をこえる場合にあつては、当該債務の額に相当する

算した期間となつてること。  
ハ 變更に係る部分の借入金の利率が年三分となつてること。  
二 變更に係る部分の借入金の元本の償還及び利子の支払が、元利合計半年賦均等償還の方法その他の通商産業省令で定める方法に従つて行なわれることとなつてていること。

三 變更に係る部分の借入金の元本の償還及び利子の支払が、元利合計半年賦均等償還の方法に従つて行なわれることとなつていること。

四 二年以内に

五 三年以内に

六 四年以内に

七 五年以内に

八 六年以内に

九 七年以内に

一〇 十年以内に

一一 二十年以内に

一二 三十年以内に







昭和四十四年四月二十五日 參議院会議録第二十一号

亀田 得治君	占部 秀勇君
大和 与一君	足鹿 覚君
木村禎八郎君	藤原 道子君
松澤 兼人君	

## 國務大臣

大藏大臣

福田 起夫君

通商產業大臣

大平 正芳君

勞働大臣

原 健三郎君

## 政府委員

外務政務次官

田中 六助君

昭和四十四年四月二十五日 参議院会議録第二十一号

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物記可

一部四十円  
(配達料共)  
発行所  
大藏省印刷局  
東京都港区赤坂築町二番地 電便番号107  
電話 東京 五八二 四四一(大代)

五八二